

北名古屋市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和8年4月16日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

8 北 政 第 2 7 号
令和 8 年 3 月 3 1 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様
北名古屋市監査委員 桂 川 将 典 様

北名古屋市長 太 田 考 則
(公 印 省 略)

随時監査の結果に係る措置状況について (通知)

令和 8 年 3 月 2 4 日付け 8 北監第 1 6 号で随時監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<総合政策部・総務部>

1 【指摘事項】

(1) 市職員による団体の事務の実施状況

団体の規約や会則等に事務局に関する規定がされ、17団体が市役所、3団体が公共施設、1団体が北名古屋市内に事務局を置き、市職員が事務局として庶務事務、経理事務を担っている。しかし、団体設立後相当の期間を経過していることから、事務局を市役所内等に設置し、市職員が団体の事務を行うことの根拠性に疑義が生じる。

(2) 庶務・経理の実施状況

職員の負担となっていることは否めない。また、一部の団体に便宜を図っていると受け止められる可能性や、補助金の交付状況が適切ではないと判断されるものも見受けられた。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、団体設立の趣旨や目的を再確認するとともに団体事務の移管や根拠の明確化により適正化を図ります。

(2) 指摘事項については、補助金の使途や積算基準等を踏まえ交付状況を確認し見直しを含め適正な執行に努めます。

3 【監査委員意見】

(1) 市から団体への補助金等の支出については、市の予算編成を経て団体が市へ交付申請を行い、補助金が交付され収支決算等を市へ報告する一連の流れがあるが、一部の団体において交付申請から金銭管理までの一連の事務手続きを、市の同一課内において行われていることに、疑義がある。また、市と団体の間における漫然と前例を踏襲した関係が背景にあると感じる。社会状況の変化に対応し、見直すべきは見直し、統一すべきは統一するという観点で、関係部署に問題提起していただきたい。

(2) 団体の多くは設立後相当の期間を経過しており、市が庶務、経理事務を行う根拠を見直す必要がある。その際には、団体にとって市が事務局として最適であるかの視点を持って検討いただきたい。

(3) (2)で見直した結果にもよるが、北名古屋市準公金取扱基準の順守について適宜点検され、通帳等の管理手法については検討されたい。

(4) 団体対応においては、利益供与などと捉えられぬよう一層の公平性、公正性を確保する体制を整備されたい。

4 【措置状況】

- (1) 事務手続きを恣意的な運用が出来ないように見直します。また、市と団体の関係について社会状況の変化に対応できるよう関係部署に問題提起します。
- (2) 令和8年度中に市が事務局として最適であるかどうか検討します。
- (3) やむを得ず取扱う準公金については、北名古屋市準公金取扱基準を順守し適正に管理します。
- (4) 全体の奉仕者として職域におけるコンプライアンス意識の高揚に努めます。